 議 案 第 7 6 号	三田市休日応急診療センター条例の一部を改正する条例の制定につい
	て
	三田市休日応急診療センターにおける使用料について、自費で診療を
健康増進課	受ける者に係る単価を減額するに当たり、当該条例の一部を改正しよ
	うとするもの。
	【関係法令】 なし
	【改正趣旨】
	この一つ
	については、三田市休日応急診療センター条例第6条第2項に定めて
	おり、センター開設当初に市民病院に合わせて1点12円と定めてい
l	る。しかし、市民病院は平成26年4月に保険診療の算定単価と同じ
	く1点10円に改正しており、また、近隣他市で運営している休日応
	急診療所も現在1点10円としていることから、市民病院及び近隣他
	市の応急診療所に合わせた金額とするために条例の一部を改正しよう
	とするもの。
	【改正内容】
	自費で診療を受ける者の使用料の1点単価の変更(第6条第2項関
	係)
 内 容	
1 3	 「現行]
	2 前項の規定にかかわらず、自費で診療を受ける者の使用料は、診
	療報酬の算定方法により1点単価を次の各号に掲げる区分に応じ
	て算定する。
	(1) 自動車損害賠償責任保険の適用を受ける場合 20 円
	(2) 前号の規定を適用することができない場合 12円
	[改正案]
	2 前項の規定にかかわらず、自費で診療を受ける者の使用料は、診
	療報酬の算定方法により1点単価を次の各号に掲げる区分に応じ
	て算定する。
	(1) 自動車損害賠償責任保険の適用を受ける場合 20 円
	(2) 前号の規定を適用することができない場合 10円
	【施行期日】 平成 29 年 4 月 1 日